

交	00	01	1年
(令和8年3月末まで保存)			
(令和8年3月末まで有効)			

交 規 第 7 6 号  
令 和 7 年 5 月 2 3 日

各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

通達「保管場所標章の郵送による交付について」の廃止について

自動車の保管場所に係る保管場所標章（以下「標章」という。）の郵送交付については、「保管場所標章の郵送による交付について」（令和5年9月28日付け交規第465号。）により定めていたところであるが、自動車の保管場所の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）が本年4月1日から施行され、標章が同日に廃止されたことに伴い、同通達は本日をもって廃止するので、事務処理上誤りのないようにされたい。

担当 交通規制課 規制第二係